

第1部 総論



第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しています。また、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にあるなど、子育て家庭を取り巻く社会や経済の環境の変化によって、就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっている状況です。

このような状況に鑑みれば、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会をはじめ社会全体で協働し支援していくことが必要です。

これまで、国においては、平成12年に「健やか親子21」を策定し母子保健の向上を図り、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」、「少子化社会対策基本法」を策定し、子育て支援を推進してきました。平成26年6月には、「ニッポン一億総活躍プラン」が策定され、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進などを通じた“夢をつむぐ子育て支援”の実現のため、少子高齢化に正面から取り組むことが掲げられています。

男性・女性を問わず、喜びを感じながら積極的に育児を行うために重要な要素である、働き方改革としては、平成19年に、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」の策定、平成29年3月には、「働き方改革実行計画」を策定し、子どもを生んでも仕事を続けられるための支援強化など、多様な働き方・生き方が選択できる社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。

特に子ども・子育ての分野について、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、地域の子ども・子育て支援の充実等のため、平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月から本格施行されています。

また、近年子どもの貧困率が高くなっていることから、平成26年に子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行、令和元年6月には、市町村において子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努力義務が課されました。

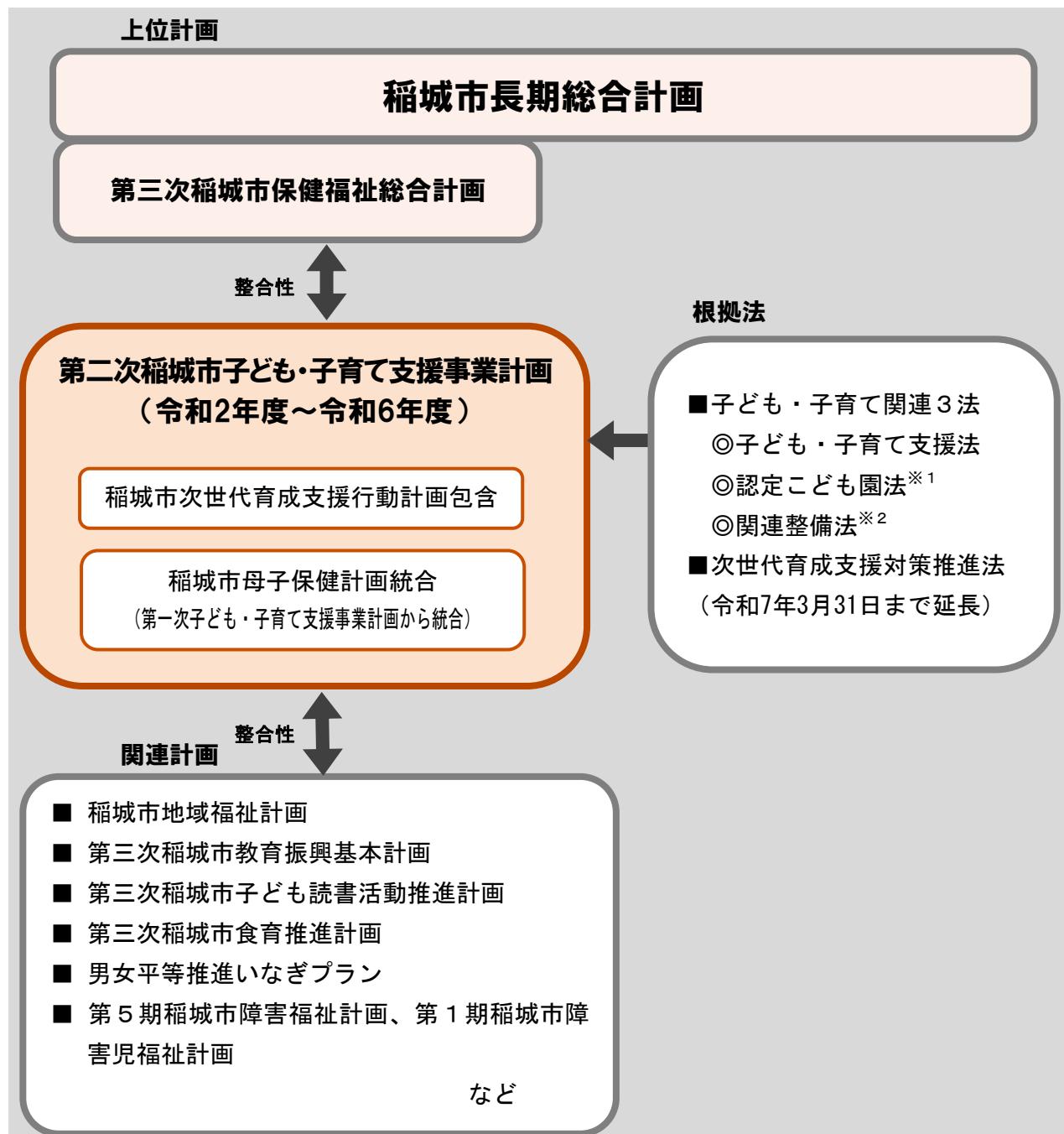
稻城市では、これまで「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年に「次世代育成支援行動計画（前期行動計画）」を、平成22年には「次世代育成支援行動計画（後期行動計画）」を策定、また、10年間の时限立法であった「次世代育成支援対策推進法」が、令和7年3月31日までの延長となったことから、本市においてそれまで推進してきた「稻城市次世代育成支援行動計画」は「稻城市子ども・子育て支援事業計画」に継承され、次代を担う子どもたちの育成を支援するために様々な事業を展開してきました。

「第二次稻城市子ども・子育て支援事業計画」においては、これまでの取り組みの成果を継承し、より手厚い次世代育成支援を推進いたします。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村計画の内容を盛り込み作成する計画で、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」を包含する計画です。

▼図表1-1-1 上位・関連計画、関連法案との関係



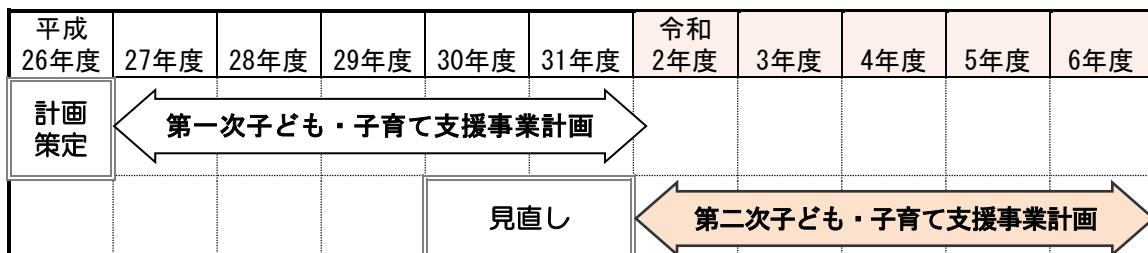
※1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

※2 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間（法定期間）と定められています。

▼図表1-1-2 計画の期間



4 計画の策定体制

(1) ニーズ調査の実施

本計画の策定に先立ち、本市では就学前児童・妊娠中の方、小学校児童をもつ保護者や中学生本人に対しニーズを把握するために、平成30年9月に子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査を実施しました。

(2) 稲城市子ども・子育て会議による審議

本市では、本計画の内容を審議するため、稲城市子ども・子育て会議において、学識経験者、保育・教育関係者、児童福祉分野の団体の代表者などの委員による審議を行いました。

(3) 意見公募の実施

▽募集期間 令和2年2月1日～令和2年2月29日

▽応募方法 専用の応募用紙により、子育て支援課窓口持参、郵送、ファックス又は専用メールフォームから応募

▽応募件数 ○件

(4) 市民説明会の実施

▽実施日 令和2年2月22日（土）

▽実施場所 地域振興プラザ

▽参加人数 ○人

5 計画の推進

(1) 市の推進体制

本計画の進捗状況と施策展開の評価などは、稲城市子ども・子育て会議において調査審議等を行い、着実な進行管理と施策の推進に努めます。

なお、主要事業のうち、他の計画等で目標管理を行っている事業については、本計画に基づく進行管理は行いません。

また、幼児期の教育・保育の量の見込みと確保策については、中間年度（令和4年度）に見直しを行います。

(2) 市民と行政が一体となった推進体制

本計画を推進するにあたっては、家庭、保育所、幼稚園、学校、地域、行政などが計画への理解を深め、共通認識の下、それぞれの役割を果たしながら互いに連携・協力していくことが重要となります。

また、児童相談所、保健所、警察など関係機関と連携・協力をさらに強化した推進体制で取り組んでいきます。

(3) 効率的・効果的な事業の実施

市民の要望を的確にとらえ、公共性や公益性に配慮しながら効率的・効果的に主要事業を推進していきます。また、主要事業を市民にわかりやすく説明し、ホームページなどを通して公表していきます。

6 子ども・子育て支援新制度

(1) 子ども・子育て支援新制度の概要

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立、平成27年4月より本格施行されている「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

◆新制度の主なポイント

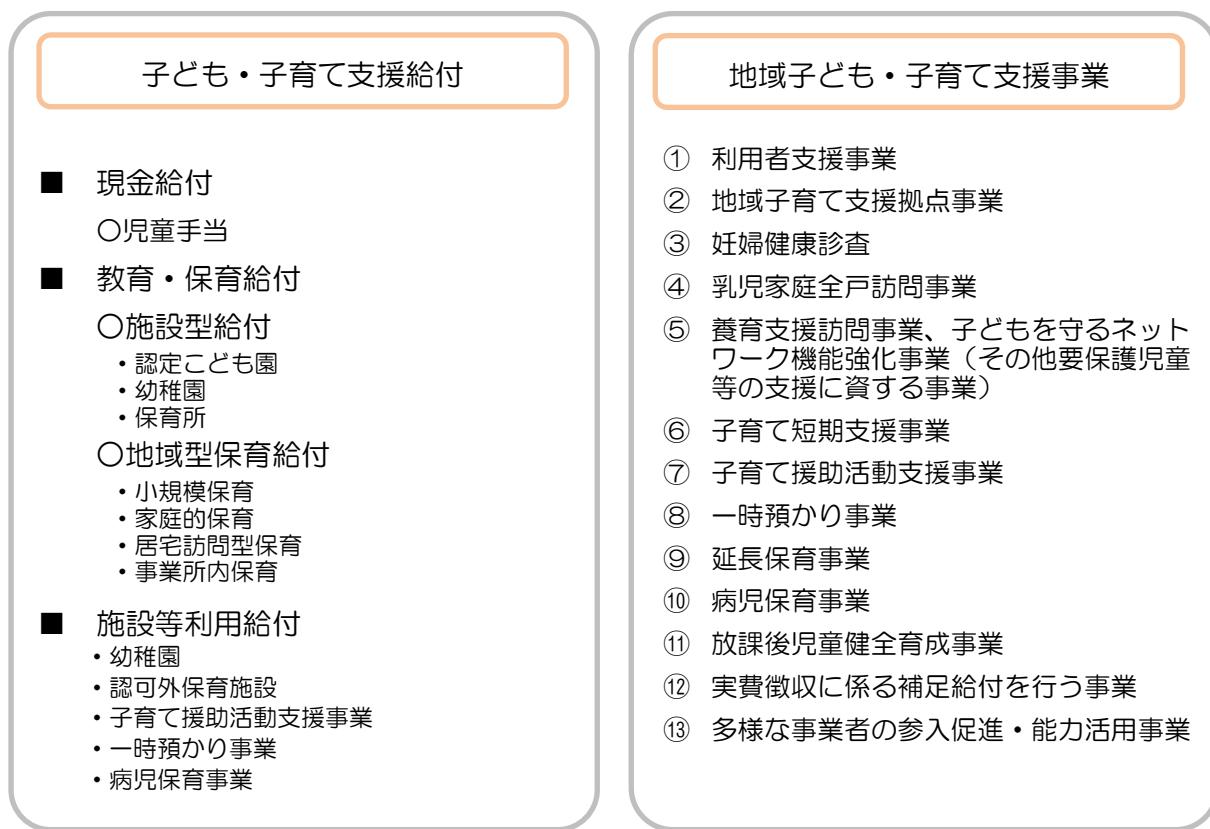
- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- 認定こども園制度の改正（幼保連携型認定こども園の改善等）
 - ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
 - ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
- 市町村が実施主体
 - ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
 - ・国、都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える
- 社会全体による費用負担
 - ・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
- 政府の推進体制
 - ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）
- 子ども・子育て会議の設置
 - ・国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等が、子育て支援政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置
 - ・市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務
- 施行時期
 - ・平成27年4月に本格施行

(2) 新制度の事業体系

子ども・子育て支援新制度では、児童手当の支給を「現金給付」、認定こども園・幼稚園・保育所・家庭的保育等の、施設を通じた給付を「教育・保育給付」として、さらに、令和元年10月からは認可外保育施設等利用者への幼児教育・保育の無償化として施設等利用給付が追加され、これらを総称して「子ども・子育て支援給付」と規定しています。

また、地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で13事業が定められており、市町村が地域の課題解決のために必要なサービスを整備していきます。

▼図表1-1-3 新制度における事業の体系



(3) 市町村子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項

子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画には、基本的記載事項として、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載することとなっています。※「量の見込み」とは、必要量の見込みのことです。

本計画においては、各事業に応じて区域を設定し、年度ごとの量の見込み及び確保の内容を設定します。

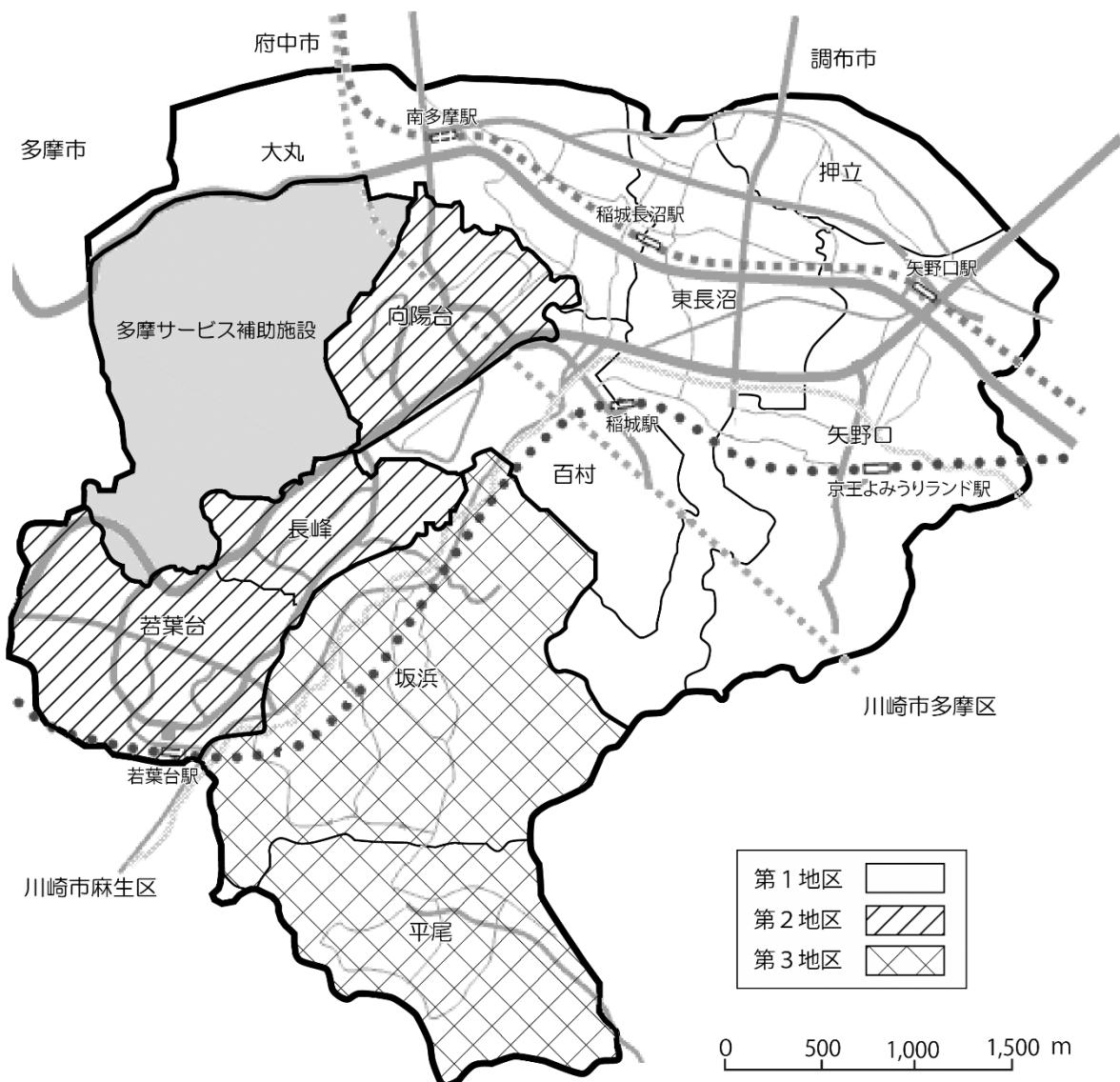
(4) 乳幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の区域設定

本計画で設定する区域として、保育については、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から通うことが可能な区域として、本市では第1地区（矢野口、東長沼、大丸、百村、押立）、第2地区（向陽台、長峰、若葉台）、第3地区（坂浜、平尾）を設定します。

幼稚園については、通園バスや実際の通園状況等を勘案し、市全体で1区域として設定しています。

地域子ども・子育て支援事業については、各事業の種別に応じて設定しました。

▼図表1-1-4 区域設定地図



○子ども・子育て支援法に基づく事業と区域設定

▼図表1-1-5 子ども・子育て支援法に基づく事業と区域設定

類型	新制度における事業名	稻城市における事業名	拠点区域設定	該当ページ
教育・保育給付	教育給付 (幼稚園、認定こども園)	幼稚園、認定こども園	1区域	P44
	保育給付 (保育所、認定こども園等)	保育所、認定こども園、 家庭的保育事業等	3区域	P45~P49
地域子ども・子育て支援13事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	認定こども園の特別支援教育	—	P51
	延長保育事業	延長保育事業	3区域	P52
	病児保育事業	病児・病後児保育事業	1区域	P52
	地域子育て支援拠点事業	あそびの広場事業・子育てひろば事業	3区域	P55
	一時預かり事業	・幼稚園在園児対象の預かり保育及び 幼稚園型一時預かり事業 ・保育所等における一時預かり事業	幼稚園：1区域 保育所：3区域	P57
	子育て短期支援事業	子ども緊急ショートステイ事業	1区域	P58
	子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センター事業	1区域	P58
	利用者支援事業	利用者支援事業	—	P62
	放課後児童健全育成事業	学童クラブ	3区域	P67
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収補足給付事業	—	P70
	妊婦健康診査事業	妊婦健康診査	1区域	P72
	乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業	1区域	P74
	養育支援訪問事業	・養育支援訪問事業 ・育児支援ヘルパー事業	1区域	P98

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

育ち育てる力をみんなで応援

本計画を推進するための基本的な理念は、「育ち育てる力をみんなで応援」をテーマに掲げ、市民、地域、行政がそれぞれの役割分担を明確にしたなかで、行政が地域社会における全ての子育て家庭への支援を、充実・強化していきます。

「子育て家庭」は

保護者が子育てについて、第一義的な責任を有するという基本的認識の下で、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるように取り組みます。

「地域」は

PTA、児童委員、子育てサークル、その他地域の住民などが、地域の子どもや保護者に寄り添い、地域支援活動や見守りなどを通じて、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、地域の子育て支援力を強化します。

「行政」は

全ての子どもや子育て家庭を対象とした、出会いや交流の場となるような取り組みや、障害・疾病・虐待・貧困など、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族への支援を促進します。

また、ワーク・ライフ・バランスの充実等のための取り組みを推進します。



2 計画の視点

(1) 子ども・子育て支援新制度推進の視点

子ども・子育て支援新制度に基づく事業を推進し、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施していきます。

(2) 子どもの視点

子育ては男女が協力して行うべきものという前提の下に、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮します。

(3) 次代の親づくりという視点

子どもは、次代の親となるという認識の下に、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めます。

(4) サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化に伴い、子育て支援に関する利用者のニーズも多様化していることから、個別のニーズに柔軟に対応できるよう、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みを進めます。

(5) 社会全体による支援の視点

子育ては父母等の保護者が第一義的責任を有するという基本的認識の下に、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に対策を進めていきます。

(6) ワーク・ライフ・バランスの実現の視点

働き方の見直しを進め、ワーク・ライフ・バランスを実現することは、結婚や子育てに関する希望を実現するための取り組みの一つとして、少子化対策の観点からも重要であることから、関係者が連携して、地域の実情に応じて取り組んでいきます。

(7) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点

計画全体を通じて、結婚・妊娠・出産・育児における切れ目のない支援を推進します。

(8) 全ての子どもと家庭への支援の視点

子育ての孤立化等の問題を踏まえ、社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう体制を整備し、広く全ての子どもと家庭へ支援を行います。

(9) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

子育てに関する活動を行うNPO、子育てサークル、子ども会、自治会をはじめとする地域活動団体、社会福祉協議会や子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者や育児経験者など、地域の様々な社会資源を十分かつ効果的に活用します。

(10) サービスの質の視点

サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが重要であることから、人材の育成とサービスの質の向上の取り組みを進めます。

(11) 地域特性の視点

人口構造や産業構造、更には社会資源の状況等地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、稲城市の特性を踏まえて主体的な取り組みを進めていきます。



3 基本目標

第二次稻城市子ども・子育て支援事業計画においては、第三次稻城市保健福祉総合計画の子ども福祉分野の基本目標と同様に、以下の7つの目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

- I 地域の子育て支援
- II 親と子の健康の維持と増進
- III 心身の健やかな成長のための教育環境の整備
- IV 子育て家庭にやさしい生活環境の整備
- V ワーク・ライフ・バランスの推進
- VI 子どもの安全の確保
- VII 特別な支援を必要とする子どもへの支援

I 地域の子育て支援

全ての家庭が安心して子育てができるよう、地域における様々な子育て支援の充実を図るとともに、利用しやすく、より有効なものとなるよう取り組みを推進し、仕事と育児の両立を支援します。

子育て家庭が必要とする情報の提供や相談体制の充実を図るとともに、子育て中の親の仲間づくりを推進します。さらに、子どもの健全な育成に向けた各種活動の活発化に努めます。

基本 施 策

1. 乳幼児期の教育・保育の充実
2. 地域の子育て支援の充実
3. 子育てに関する相談体制の充実と情報提供
4. 子育てボランティア等への支援
5. 子どもの健全育成
6. 経済的支援の充実

II 親と子の健康の維持と増進

母と子の健康づくりや相談・指導を通した育児不安の軽減に努めるとともに、食育の推進や思春期からの健康づくりの充実を図ります。

また、安心して子どもを生み、育てられるよう小児医療の充実を図るなど、保健・福祉・医療に関わるサービスが総合的かつ安心して受けられるよう関係機関の連携に努めます。

基本施策

1. 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない支援の充実
2. 食育の推進
3. 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
4. 小児医療の充実

III 心身の健やかな成長のための教育環境の整備

家庭を築き、子どもを育てることの大切さや意義を理解する次代の親づくりに努めます。

また、次代を担う子どもたちが成長とともに豊かな心、健やかな身体、確かな学力を育んでいくことができるよう、学校の教育環境や教育内容の充実に努めるとともに、家庭、学校、地域が連携して、それぞれが本来もつ教育力の向上を図ります。とりわけ、子どもたちが自然体験や社会体験などをする機会が少なくなるなかで、地域において子ども同士だけではなく、大人たちとの交流を促進します。

基本施策

1. 次代の親づくり
2. 子どもの生きぬく力の育成に向けた学校の教育環境の整備
3. 家庭や地域の教育力の向上

IV 子育て家庭にやさしい生活環境の整備

子どもや子育て家庭に配慮した住宅や居住環境の整備を図ります。

また、安心して外出できる公共施設、道路交通環境等のバリアフリー化や、子どもやその保護者はもちろん、全ての市民が生活しやすいユニバーサルデザインを推進した環境を整備します。

基 本 施 策

1. 良好な居住環境の整備
2. 子育てにやさしい環境の整備
3. 安全・安心まちづくりの推進

V ワーク・ライフ・バランスの推進

共働き世帯が増加しているなか、安心して子どもを生み育てられる家庭を築けるよう、働き方の見直し等、企業に対して理解と協力を求めます。

また、男女を問わず育児休業等の普及啓発など、子育て家庭が働きやすい環境づくりに向けた取り組みを図ります。

基 本 施 策

1. 男女の働き方等の見直し
2. 仕事と子育ての両立支援

VI 子どもの安全の確保

子どもたちを交通事故や犯罪の被害から守る活動を、保育所、幼稚園、学校、関係機関、地域と連携・協力しながら総合的な防止対策を推進します。

また、子どもたちに対して悪影響を及ぼす薬物乱用防止等の非行防止対策、インターネット等によるメディアの有害情報対策を推進します。

基本 施 策

1. 子どもの交通安全の確保
2. 子どもを犯罪から守る環境及び活動の推進
3. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

VII 特別な支援を必要とする子どもへの支援

子どもの心身の成長に重大な影響を与える児童虐待について、発生予防から早期発見、早期対応に向け、関係機関を含め、地域の連携、協力を図ります。

また、ひとり親家庭への適切な支援サービスと相談体制の充実、障害児が身近な地域で生活でき、障害の程度に応じた保育・教育の場を整備し療育サービスを提供するなど、一貫した総合的な取り組みを推進します。

さらに、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また次世代への貧困の連鎖を防止するため、子どもの貧困対策に資する施策を関係機関と連携を図ります。

基本 施 策

1. 児童虐待防止対策の充実
2. ひとり親家庭の自立支援
3. 子どもの貧困対策の推進
4. 障害児施策の充実